STI Foods Holdings Group
株式会社 ＳＴＩフードホールディングス

株式会社STIフードホールディングス
証券コード　2932

# 第４回
# 定時株主総会
# 招集ご通知

## 開催日時

2021年３月26日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前９時30分）

## 開催場所

東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門３階　華の間

## 決議事項

第１号議案　取締役６名選任の件
第２号議案　監査役１名選任の件

＜新型コロナウイルスに関するお知らせ＞

・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会の当日のご来場をお控えいただくよう何卒お願い申し上げます。
・会場内は座席間隔を十分にとった配置となり、状況によってはご入場を制限させていただく場合がございます。また、会場入口においてマスクの着用・手指等のアルコール消毒へのご協力をお願いする場合がございます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.shintokyo.co.jp/）より、発信情報をご確認いただきますよう、併せてお願い申しあげます。

証券コード　2932
2021年３月11日

株　主　各　位

東京都港区南青山一丁目15番14号
株式会社ＳＴＩフードホールディングス
代表取締役社長　十　見　　裕

# 第４回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第４回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主の皆さまの安全と健康を最優先に、株主総会当日のご来場をお控えいただきますよう何卒お願い申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年３月25日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

**１．日　　時**　2021年３月26日（金曜日）午前10時
**２．場　　所**　東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門３階　華の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
**３．目的事項**
**報告事項**　１．第４期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第４期（2020年１月１日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件
**決議事項**
**第１号議案**　取締役６名選任の件
**第２号議案**　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.shintokyo.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
・連結株主資本等変動計算書
・連結注記表
・株主資本等変動計算書

・個別注記表

なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。

◎本招集ご通知添付書類の株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.shintokyo.co.jp/ir）に掲載させていただきます。

（提供書面）

# 事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

## １．企業集団の現況

### ⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発出されるなど経済活動は大きく制限されました。一時的には個人消費の回復の兆しは見られたものの、当連結会計年度終盤には、新型コロナウイルス感染症の再拡大に歯止めがかからず、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、いわゆる「巣ごもり消費」による需要増加が見られる一方で、リモートワーク等生活様式の変化やインバウンド旅客の減少による需要低下など、「新たな日常」による個人消費行動の変化への対応を迫られていることに加え、外国人研修生の入国が実質制限されていることにより工場の従業員確保の懸念が続いており、経営環境は引き続き厳しい状況となっております。

このような環境の中、当社グループは引き続き「持続可能な原材料・製造への取り組み」「フードロスの削減への取り組み」「環境への配慮」「原料調達から製造・販売まで一貫した垂直統合型の展開」「健康志向と魚文化を重視した中食への取り組み」を基本方針に掲げ、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に取り組んでおります。また、新型コロナウイルス感染症が世界的に猛威を振るう中、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で食品メーカーとして社会的に重要な使命の遂行に取り組んでおります。

販売面では、コンビニエンスストアにおけるおにぎり需要の低下などの影響により食材販売の売上高が前年実績を下回りましたが、食品販売において、巣ごもり需要の影響などによりサバや銀鮭など定番商品である焼魚や、新商品であるカップサラダ製品などのチルド惣菜製品の販売が堅調に推移し前年実績を上回りました。この結果、当連結会計年度における売上高は、23,062百万円（前連結会計年度比2,417百万円増、11.7％増）となりました。

損益面では、株式会社ＳＴＩデリカ（白岡工場）における安定的な生産体制の構築が進んだことに加え、グループ子会社における原価管理の改善が進んだことも奏功し、営業利益は

1,310百万円（前連結会計年度比779百万円増、146.7％増）、経常利益は1,276百万円（前連結会計年度比684百万円増、115.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は832百万円（前連結会計年度比376百万円増、82.6％増）となりました。

なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は854百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ．当連結会計年度中に完成した主要設備

| | |
|---|---|
| 株式会社ＳＴＩデリカ白岡工場 | ガス置換式トレーシーラー設置 |
| 株式会社ＳＴＩエナック福岡工場 | 野菜室チルド庫の増設 |

ロ．当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

| | |
|---|---|
| 当社 | 基幹システムの自社開発 |

③ 資金調達の状況

当社は、2020年９月25日付で東京証券取引所市場第二部に上場いたしました。上場にあたり、2020年９月24日を払込期日とする公募（ブックビルディングによる公募）による新株式の発行等により528百万円を調達いたしました。

また、2020年10月20日を払込期日とする有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当）による増資により、342百万円を調達いたしました。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、株式会社ヤマトミを民事再生法のもと、スポンサー契約に基づき支援しておりましたが、2020年４月18日に民事再生計画が確定したため実質支配力基準に基づき子会社となりました。2020年６月１日には民事再生手続に基づき株式会社ヤマトミの減資後、当社が増資を引受けることで、全株式を取得いたしました。

### ⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

#### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第１期<br>(2017年12月期) | 第２期<br>(2018年12月期) | 第３期<br>(2019年12月期) | 第４期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | － | 17,843 | 20,644 | 23,062 |
| 経常利益(百万円) | － | 710 | 591 | 1,276 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | － | 506 | 456 | 832 |
| １株当たり当期純利益　(円) | － | 101.35 | 91.20 | 162.65 |
| 総資産(百万円) | － | 9,147 | 9,200 | 11,324 |
| 純資産(百万円) | － | 1,769 | 1,959 | 3,566 |
| １株当たり純資産　(円) | － | 345.90 | 389.02 | 648.84 |

(注) １．第４期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しております。第２期及び第３期については金融商品取引法に基づいて作成した連結財務諸表の数値を参考情報として記載しておりますが、第１期の状況は記載しておりません。

２．当社は、2018年11月30日付で普通株式１株につき100株、2020年６月30日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第１期<br>(2017年12月期) | 第２期<br>(2018年12月期) | 第３期<br>(2019年12月期) | 第４期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|---|---|---|---|---|
| 売上高(百万円) | － | 7,383 | 9,086 | 8,355 |
| 経常利益又は経常損失（△）(百万円) | △1 | 200 | 354 | 434 |
| 当期純利益又は当期純損失（△）(百万円) | △1 | 135 | 346 | 423 |
| １株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円) | △1,714,304.00 | 27.04 | 69.30 | 82.65 |
| 総資産(百万円) | 1 | 5,107 | 5,312 | 6,632 |
| 純資産(百万円) | △0 | 1,187 | 1,306 | 2,534 |
| １株当たり純資産(円) | △714,304.00 | 237.35 | 261.25 | 461.12 |

（注）当社は、2018年11月30日付で普通株式１株につき100株、2020年６月30日付で普通株式１株につき５株の株式分割を行っておりますが、第２期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

### ⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社ＳＴＩフード | 100百万円 | 100.0% | 惣菜の製造・販売 |
| 株式会社ＳＴＩデリカ | 10 | 100.0 | 惣菜の製造・販売 |
| 株式会社ＳＴＩエナック | 10 | 100.0 | 惣菜・食材（水産品）の製造・販売 |
| 三洋食品株式会社 | 30 | 100.0 | 缶詰・ペットフードの製造・販売 |
| 株式会社ヤマトミ | 10 | 100.0 | 惣菜・食材（水産品）の製造・販売 |
| STI AMERICA Inc. | 77,000米ドル | 100.0 | 食材（水産品）の輸出等 |

（注）1．2020年12月１日付で株式会社新東京フードは株式会社ＳＴＩフードに、株式会社新東京デリカは株式会社ＳＴＩデリカに、株式会社新東京エナックは株式会社ＳＴＩエナックに社名を変更しております。

2．当社は、株式会社ヤマトミを民事再生法のもと、スポンサー契約に基づき支援しておりましたが、2020年４月18日に民事再生計画が確定したため実質支配力基準に基づき子会社となりました。

### ⑷ 対処すべき課題

当社グループをとりまく環境は、国内における高齢世帯・共働き世帯の増加に伴い、世帯人数の減少等が生じ、社会構造変化が進むとともに、そのライフスタイルや価値観が多様化している状況に応じ、中食市場が急成長し、国内の食品市場を牽引しているものと考えられます。

このような環境の中、当社グループでは、惣菜の中でも特に水産素材へのニーズが高まっているものと認識しております。一般的に魚を素材とする調理は、その下処理や魚臭、焼成煙、調理器具の後片付けの手間などもあり家庭では敬遠されやすいものでありますが、近年の健康志向等を背景に、ヘルシーで栄養価の高い魚（例えば、DHAやEPAなどの不飽和脂肪酸を多く含む青魚等）はその価値をあらためて見直されつつあります。一方で、市場における魚を素材とする惣菜商品は少ないため、「簡便性」「即食性」「美味しさ」「ヘルシー感」「値ごろ感」を兼ね備えた魚を素材とした惣菜商品への需要は、今後ますます高まるものと考えております。

また、足元における新型コロナウイルス感染症拡大による市場環境の急速な変化への柔軟な対応を含め、食品メーカーとして消費者と従業員の安全と安心のために、安定した製造・供給を継続すべく、当社グループ全体で食品メーカーとして社会的に重要な使命の遂行に努めております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な企業価値向上と持続的な成長の実現に向けて以下のことに取り組んでまいります。

① 新規商品の開発、生産体制の増強、販路の拡大について

今後も継続的な成長を見込むためには、開発・生産・販売それぞれの拡充が重要であると考えております。

中食への更なる取り組みとして市場においてニーズの高い惣菜や高齢者向け惣菜の開発、フードロス・廃棄削減への取り組みとして新技術による鮮度延長や冷凍食品開発への注力、健康志向への取り組みとして余分な添加物を含まない商品開発等、新たな商品の開発を目指しております。

また、市場における需要の高まりや多様化するニーズへの対応に加え、既存工場から遠隔地域への出荷量増加に伴う物流費の上昇などにも対応すべく、最適な立地における生産工場の増設や、地域活性化を目指した既存工場における生産ラインの拡充などに努めてまいります。

販路拡大につきましては、既存得意先を通じた顧客ニーズの深耕を図ることによる展開地域・商品の拡大に加え、当社グループの方針と合致する新たなパートナーの探求による国内新市場の開拓、さらには当社グループとして直接顧客への販売ができる体制の構築を目指しております。また、新型コロナウイルス感染症の収束状況を見極めながら、海外市場の調査を行い、将来的な海外展開の礎の構築に努めてまいります。

② 人材の確保・育成について

事業部門においては、商品の差別化を図るための独自技術の開発や、これを活かした新商品開発の推進、開発業務をEngineerととらえたSE（=Seafood Engineerの略）層の拡充を図るための開発営業担当など、優秀な人材の確保を図ってまいります。

さらに、コーポレートガバナンス体制の更なる充実のため、当社グループ管理部門の人材強化を図ってまいります。

また、将来にわたる成長力、収益力強化のために、人材育成も不可欠と考えており、社内研修プログラムや福利厚生制度、人事制度などの充実に努めてまいります。

③ 安全・安心を追求した品質管理

当社グループは食品メーカーとしての社会的責任を果たすため、品質管理体制をより強化してまいります。具体的には、$CO_2$を排出しない冷凍機の導入等、環境に配慮した製造設備の改善を継続するとともに、原材料の調達から製造・販売に至るまでの各プロセスにおけるトレーサビリティの更なる充実を図ってまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、業務改善を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

### ⑸ 主要な事業内容（2020年12月31日現在）

当社グループは、水産原料素材の調達から製造・販売までを一貫して行う水産原材料に強い食品メーカーとして、食品製造販売事業を主たる事業としております。なお、当社グループは食品製造販売事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないことから、以下、当社グループの管理上の区分をベースに主要な製品分類とその内容を記載いたします。

| 製品分類 | 主な事業内容 |
|---|---|
| 食品 | 主にコンビニエンスストア向け水産惣菜の製造・販売、水産原材料を使った缶詰・レトルト製品等の製造・販売 |
| 食材 | 主にコンビニエンスストア向けおにぎり・弁当・パスタ・サラダ等に使用される水産食材を、食材商社等を通じてデイリー惣菜メーカー向けに製造・販売 |

### ⑹ **主要な営業所及び工場**（2020年12月31日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都港区 |

② 子会社

| | |
|---|---|
| 株式会社ＳＴＩフード | 本社（東京都港区）、船橋工場（千葉県船橋市） |
| 株式会社ＳＴＩデリカ | 本社（東京都港区）、白岡工場（埼玉県白岡市） |
| 株式会社ＳＴＩエナック | 本社（東京都港区）、福岡工場（福岡県糸島市） |
| 三洋食品株式会社 | 本社（東京都港区）、焼津事業部・SPF事業部（静岡県焼津市）<br>石巻事業部（宮城県石巻市） |
| 株式会社ヤマトミ | 本社（東京都港区）、石巻工場（宮城県石巻市） |
| STI AMERICA Inc. | 本社（アメリカ合衆国ワシントン州シアトル） |

⑺ **使用人の状況**（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分 | 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|---|
| 食品製造販売事業 | 274（711）名 | 14名増（166名増） |
| 合計 | 274（711）名 | 14名増（166名増） |

（注）使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員を除く。）は、最近１年間の平均人数（１日８時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 73（3）名 | 6名増（2名増） | 42.4歳 | 3.7年 |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（派遣社員を除く。）は、最近１年間の平均人員（１日８時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年12月31日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社りそな銀行 | 645百万円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 724 |
| 株式会社静岡銀行 | 142 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 54 |

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社は、2020年９月25日付で東京証券取引所市場第二部へ上場いたしました。

## 2．会社の現況

### ⑴ 株式の状況（2020年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　20,000,000株

② 発行済株式総数　5,495,500株

（注）1．当社株式は2020年９月25日付で、東京証券取引所市場第二部に上場しました。
2．2020年９月24日を払込期日とする公募増資による新株式の発行により、発行済株式総数が300,000株増加しました。
3．2020年10月20日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関する第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式総数が195,000株増加しました。

③ 株主数　1,644名

④ 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社十見 | 1,980千株 | 36.02% |
| 十見裕 | 920 | 16.74 |
| 株式会社極洋 | 500 | 9.09 |
| 株式会社セブン-イレブン・ジャパン | 500 | 9.09 |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口） | 187 | 3.41 |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG（FE-AC） | 147 | 2.67 |
| NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN（CASHPB） | 132 | 2.41 |
| MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB | 120 | 2.20 |
| 野村證券株式会社 | 115 | 2.10 |
| 株式会社キャメル珈琲 | 100 | 1.81 |

（注）持株数上位10名を示しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式（50株）を除いて計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．第１回新株予約権

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 発行決議日 | 2018年12月27日 | | | |
| 新株予約権の数 | 29,200個 | | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式　146,000株<br>(新株予約権１個につき５株) | | | |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。 | | | |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 新株予約権１個当たり　1,600円<br>(１株当たり320円) | | | |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格　　320円<br>資本組入額　160円 | | | |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年４月１日から2028年12月26日まで | | | |
| 新株予約権の行使条件 | (a) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>(b) 新株予約権は相続できないものとし、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。<br>(c) 各新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。<br>(d) 新株予約権者は、行使期間にかかわらず、当社の普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場した場合に限り、当該上場期間中、当該新株予約権の行使を行うことができます。 | | | |
| 当社役員の保有状況 | | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
| | 取締役<br>(社取締役を除く) | 6,000個 | 30,000株 | 1人 |
| | 社外監査役 | ― | ― | ― |
| | 監査役 | ― | ― | ― |

（注）１．第１回新株予約権の数30,000個のうち、退職等により、800個分の権利が喪失しております。
２．2020年６月16日開催の取締役会決議により、2020年６月30日をもって１株につき５株の割合をもって株式分割を行っております。
３．2020年11月９日開催の取締役会において下記の条件等を追加変更しております。
・2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が1,300百万円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。

ロ．第２回新株予約権

| | |
|---|---|
| 発行決議日 | 2018年12月27日 |
| 新株予約権の数 | 20,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式　100,000株<br>（新株予約権１個につき５株） |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。 |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 新株予約権１個当たり　1,605円<br>（１株当たり321円） |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における株式の発行価格及び資本組入額 | 発行価格　　321円<br>資本組入額　160.5円 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年４月１日から2028年12月26日まで |
| 新株予約権の行使条件 | (a)新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。 |

| | |
|---|---|
| 新株予約権の行使条件 | (b) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとします。<br>(ｲ) 行使価額に80％を乗じた価格（１円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。<br>(ﾛ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に80％を乗じた価格（１円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。<br>(ﾊ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に80％を乗じた価格（１円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。<br>(ﾆ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に80％を乗じた価格（１円未満切り上げ）を下回ったとき。<br>(c) 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>(d) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。<br>(e) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。<br>(f) 新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。 |

| | | 新株予約権の数 | 目的となる株式の数 | 保有者数 |
|---|---|---|---|---|
| 当社役員の保有状況 | 取締役（社取締役を除く） | 20,000個 | 100,000株 | 1人 |
| | 社外監査役 | — | — | — |
| | 監査役 | — | — | — |

（注）2020年６月16日開催の取締役会決議により、2020年６月30日をもって１株につき５株の割合をもって株式分割を行っております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第３回新株予約権（2018年12月27日取締役会決議）

| | |
|---|---|
| 新株予約権の数 | 46,000個 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式　230,000株<br>(新株予約権１個につき５株) |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権と引換えに金銭の払込を要しない。 |
| 新株予約権の行使価格 | 新株予約権１個当たり　1,605円<br>(１株当たり321円) |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年４月１日から2028年12月26日まで |
| 新株予約権の行使条件 | (a)新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが新株予約権を行使できることとします。 |

| | |
|---|---|
| 新株予約権の行使条件 | (b) 新株予約権者は、2020年12月期から2024年12月期までのいずれかの期の当社連結損益計算書における経常利益が、1,300百万円を超過した場合にのみ新株予約権を行使することができます。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとします。<br>(c) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存するすべての新株予約権を行使することができないものとします。<br>(イ) 行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。<br>(ロ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。<br>(ハ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回る価格となったとき。<br>(ニ) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法並びに類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が行使価額に80%を乗じた価格（1円未満切り上げ）を下回ったとき。 |

| | |
|---|---|
| 新株予約権の行使条件 | (d) 新株予約権者は、新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役及び従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではありません。<br>(e) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。<br>(f) 新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできません。<br>(g) 新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。 |
| 割当先（注） | 取締役（社外取締役を除く） 2,100個<br>社外取締役 1,500個<br>当社グループの従業員 9,800個<br>当社グループの顧問 2,400個<br>業務委託先 200個<br>預託先 30,000個 |

（注）１．信託期間の満了日（2020年10月30日）の到来に伴い、当社グループの現在及び将来の取締役、又は従業員並びに発行会社が特別に認めた顧問及び業務委託先のうち受益者適格要件を満たす者に対して、その功績に応じ、第３回新株予約権の一部を、上記のとおり分配しております。

２．第３回新株予約権の数50,000個のうち、退職等により、4,000個分の権利が喪失しております。

３．2020年６月16日開催の取締役会決議により、2020年６月30日をもって１株につき５株の割合をもって株式分割を行っております。

### ⑶ 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役社長 | 十　見　　裕 | 株式会社ＳＴＩフード　代表取締役会長<br>株式会社ＳＴＩデリカ　代表取締役会長<br>株式会社ＳＴＩエナック　代表取締役会長<br>三洋食品株式会社　代表取締役会長<br>株式会社ヤマトミ　代表取締役社長 |
| 取締役副社長 | 柳　澤　重　英 | 執行役員事業統括本部長<br>株式会社ＳＴＩフード　取締役<br>株式会社ＳＴＩデリカ　取締役<br>株式会社ＳＴＩエナック　取締役<br>三洋食品株式会社　取締役<br>株式会社ヤマトミ　取締役 |
| 取締役 | 小　川　　隆 | 執行役員管理本部長<br>株式会社ＳＴＩフード　監査役<br>株式会社ＳＴＩデリカ　監査役<br>株式会社ＳＴＩエナック　監査役<br>三洋食品株式会社　監査役<br>株式会社ヤマトミ　監査役 |
| 取締役 | 髙　橋　　敏 | 執行役員財務本部長<br>株式会社ＳＴＩフード　取締役<br>株式会社ＳＴＩデリカ　取締役<br>株式会社ＳＴＩエナック　取締役<br>三洋食品株式会社　取締役<br>株式会社ヤマトミ　取締役 |
| 取締役 | 相　原　信　雄 | 株式会社桑山　相談役 |
| 取締役 | 上　平　光　一 | スタンレー電気株式会社　社外監査役<br>株式会社タックスネットワーク　代表取締役 |
| 常勤監査役 | 河　野　淳　二 | ― |

| 会社における地位 | 氏　　名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 監　査　役 | 塚　本　幸　一 | ― |
| 監　査　役 | 渡　邉　定　義 | 渡邉定義税理士事務所　所長<br>湘南信用金庫　非常勤監事<br>ＦＩＧ株式会社　取締役（監査等委員） |

（注）１．取締役相原信雄氏及び取締役上平光一氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役河野淳二氏及び監査役渡邉定義氏は、社外監査役であります。
３．取締役上平光一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．監査役渡邉定義氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．2020年６月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、酒井健氏は取締役を辞任いたしました。
６．2020年６月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって、木山修一氏は監査役を辞任いたしました。
７．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

| 区　　分 | 員　　数 | 報酬等の額 |
|---|---|---|
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 7名<br>（3） | 213百万円<br>（4） |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 4<br>（3） | 11<br>（8） |
| 合計<br>（うち社外役員） | 11<br>（6） | 224<br>（12） |

（注）１．上記には、2020年６月29日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役１名及び社外監査役１名を含んでおります。
２．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3．取締役の報酬限度額は、2018年３月30日開催の第１回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4．監査役の報酬限度額は、2018年３月30日開催の第１回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。

④　社外役員に関する事項

イ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役相原信雄氏は、株式会社桑山の相談役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役上平光一氏は、スタンレー電気株式会社の社外監査役及び株式会社タックスネットワークの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役渡邉定義氏は、渡邉定義税理士事務所所長、湘南信用金庫非常勤監事及びＦＩＧ株式会社の取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

| | 出　席　状　況　及　び　発　言　状　況 |
|---|---|
| 取締役　相　原　信　雄 | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。 |
| 取締役　上　平　光　一 | 当事業年度に開催された取締役会18回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会において適宜発言を行っております。 |
| 監査役　河　野　淳　二 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、管理・監査部門における豊富な経験と幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役　渡　邉　定　義 | 当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の財務・会計について適宜、必要な発言を行っております。 |

### ⑷ 会計監査人の状況

① 名称　　仰星監査法人

② 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 33百万円 |
| 当事業年度に係る非監査業務に基づく報酬額 | 3百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 36百万円 |

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3．当社及び当社の国内連結子会社は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属する仰星税理士法人に対して、非監査業務（税務アドバイザリー業務等）に基づく報酬を支払っています。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 3．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### ⑴　業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は会社の「ミッション」「社是」「行動指針」を定め、これらを企業活動の前提とすることを当社グループの役職員に徹底します。

コンプライアンスに関しては、当社グループのリスク管理及びコンプライアンスを一体として推進することにより、公正・透明かつ健全な経営を実現することを基本方針とする「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの重要なリスク及びコンプライアンスに関する重要方針・施策・体制等を審議・決定する組織として、当社の社長を委員長とし、当社の常勤取締役及び当社グループ子会社の社長を委員とする「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会の下にリスク管理・コンプライアンス運営委員会を置き、同委員会の活動の実効性を確保します。当社グループの各部門長をリスク管理及びコンプライアンス推進責任者とし、各部門におけるリスク管理及びコンプライアンスを推進する体制を整備します。さらに、リスク管理及びコンプライアンスの主管部署は、役職員に対し社内教育・研修・訓練等を実施します。

当社グループの役職員の不正・法令違反行為等を未然に防止し、また、不正行為等の早期発見と是正することにより当社グループの社会的信頼を確保するため「グループ内部通報管理規程」を制定します。同規程に基づき、当社グループの役職員がコンプライアンスに関し直接通報できる「通報窓口」を当社及び外部に設置し、当社グループの内部通報制度を整備します。また、同規程では、「通報窓口」への通報者又は調査に協力した者に対し、通報又は調査協力をしたことを理由として、会社が不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し内部通報制度を周知徹底します。

財務報告の適正性を確保するために、金融商品取引法その他関係法令に従い、適正な会計処理及び財務報告を確保する内部統制の整備及び評価に取組みます。当社及び評価の対象となる当社グループ子会社の社内体制の整備並びに業務の文書化・評価・改善等は、関係各部門が効率的且つ効果的に取組みます。また、財務状況に影響を及ぼす重要事項は、取締役会の決議事項又は報告事項とし、財務報告に係る内部統制を適切に整備します。

当社は、「内部監査規程」を制定し、同規程に基づき、社長直轄で独立した組織の内部監査室が社長の指揮命令により当社及び当社グループ子会社の内部監査を実施します。内

部監査室は、当該監査結果を社長に報告するとともに、改善が必要と認めた事項については被監査部門の部門長に改善計画の策定を指示します。被監査部門の部門長は、改善計画を策定し、内部監査室は改善状況についてフォローアップし改善状況を社長に報告します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」を制定し、取締役会、経営会議、グループ経営会議等の重要会議の議事録、稟議書及び契約書等の取締役の職務の執行に係る重要な文書等（電磁的媒体等の記録含む）を法令及び重要性等に即し、適切に保存し管理します。当社の取締役及び監査役から文書等の閲覧請求があった場合は、遅滞なく閲覧できる体制を整備します。

情報システムを利用した情報資産に関する「情報システム管理基本規程」を制定し、経営情報等の情報資産を適切に管理します。また、「情報セキュリティポリシー」を制定し、リスク管理・コンプライアンス委員会の一部として、情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、改善点の検討、並びに教育・啓発活動等を行う情報セキュリティ委員会を設置するなど、取締役の職務の執行に係る重要な情報資産の適切な管理体制を整備します。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に関しては、「リスク管理・コンプライアンス規程」を制定し、同規程に基づき、当社グループの企業活動における重要なリスクを把握・評価し、リスク対応策についてリスク管理・コンプライアンス委員会で判断するとともに、対応状況を継続的にモニタリングし、事業の発展・拡大を継続的に推進する体制を整備します。

当社グループの情報システムに関する企画、開発、運用、安全管理等の方針及び手続き、また有効性及び効率性、準拠性、信頼性、可用性、機密性を確保することを目的とした「情報システム管理基本規程」を制定し、さらに情報システムの安全性を確保する「情報セキュリティポリシー」を定め情報セキュリティの管理体制の整備を徹底します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、原則として毎月１回定期に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、当社グループの経営の基本方針及び業務執行に係る重要事項を決定し、当社の取締役の業務執行を監督するとともに、月次の業績等の状況を報告することにより効率的な業務執行を確保します。

当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「取締役会規程」のほか「業務分掌規程」又は「職務権限規程」にそれぞれの職務及び権限者を定めます。

当社は、経営会議を原則として毎月１回定期に開催し、当社の業況並びに当社の取締役会付議に関する事項等を審議することにより効率的な業務執行を遂行します。

当社は、グループ経営会議を原則として毎月１回定期に開催し、当社グループ子会社の社長より各会社の月次の業績等を報告し、事業計画の進捗状況の情報を共有することにより効率的な業務執行を遂行します。

当社の取締役会は、当社グループの取締役及び使用人が共有する当社グループ全体の目標として事業計画及び中期経営計画を策定します。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ　当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ子会社と相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行するため、子会社の業務執行において当社の取締役会又は社長が承認する決議事項及び報告事項を定め、当社取締役会又は社長が決議、協議する体制を整備します。また、当社の取締役を当社グループ子会社の取締役又は監査役に選任し、当社グループ子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じ改善等を指導します。

ロ　当社の監査役又は監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの連結経営に対応した調査・監査を行います。

ハ　「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社グループ子会社にも適用し、同規程に基づき、当社グループ子会社の社長がリスク管理・コンプライアンス委員会の委員となり、当社グループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備します。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、必要に応じて当該使用人を置くこととし、当該使用人の人事及び変更については、監査役の同意を得るものとします。

監査役が監査の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に、監査役の職務を補助する使用人に対する指揮命令権は監査役に帰属し、当該使用人は監査役の指揮命令を受け、取締役その他の者から指揮命令を受けないものとします。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、取締役又は使用人から報告を受けるとともに、監査のための必要な情報を取得します。

当社グループ子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告します。

当社グループの役職員を適用範囲とする「グループ内部通報管理規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に報告します。更に、当該担当部署は、リスク管理・コンプライアンス委員会に、当社グループの内部通報の状況を報告するとともに、監査役に報告します。

⑧　監査役への報告に関する体制

イ　取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

常勤監査役は、経営会議、グループ経営会議、リスク管理・コンプライアンス委員会等重要会議に出席し、取締役又は使用人から報告を受けるとともに、監査のための必要な情報を取得します。

ロ　子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

当社グループ子会社の役職員は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告します。また、当社グループの役職員を適用範囲とする「グループ内部通報管理規程」を制定し、同規程に基づき整備される当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループに著しい損害を与える情報を確認した際には、当社の監査役に状況を報告します。さらに、当該担当部署は、リスク管理・コンプライアンス委員会に、当社グループの内部通報の状況を報告するとともに、監査役に報告します。

⑨　監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、会社が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止するとともに、当社グループの役職員に対し周知徹底します。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還手続きその他費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ　社長又は内部監査室は、常勤監査役と定期的又は必要に応じ意見交換を行います。

ロ　会計監査人又は取締役もしくはその他の使用人から報告を受けた監査役は、これを監査役会に報告します。

ハ　監査役会は、必要に応じて外部の専門家から監査に関して助言を受けることができるものとします。

ニ　監査役は、当社グループの業務の執行状況及び財務情報に係る重要書類（電磁的媒体等の記録含む）を適時に閲覧できます。

⑫　反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、社是である「正々堂々」に基づき、「反社会的勢力対応規程」を制定し、当社グループの社会的責任として毅然として対応し、反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、同規定により、平素より取引の際に調査し、また関係行政機関、法律の専門家と連携し、反社会的勢力に対応する体制を整備します。

⑵ **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社グループは、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。なお、当事業年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① リスク管理、コンプライアンスに関する取組み

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、当該委員会において、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

② 企業グループにおける業務の適正の確保

イ 当社は「子会社管理規程」を制定し、当社グループ子会社と相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行するため、子会社の業務執行において当社の取締役会又は代表取締役社長が承認する決議事項及び報告事項を定め、当社取締役会又は代表取締役社長が決議、協議する体制を整備しております。また、当社の取締役を当社グループ子会社の取締役又は監査役に選任し、当社グループ子会社における業務及び財産の状況を把握し、必要に応じ改善等を指導しております。

ロ 当社の監査役又は監査役会は、会計監査人及び内部監査室と連携し、当社グループの連結経営に対応した調査・監査を行いました。

ハ 「リスク管理・コンプライアンス規程」を当社グループ子会社にも適用し、同規程に基づき、当社グループ子会社の社長がリスク管理・コンプライアンス委員会の委員となり、当社グループ子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の損失の危険の管理に関する体制を整備しております。

③ 監査役の監査体制

イ 監査役は、取締役会への出席、業務執行取締役との意見交換その他重要会議への出席及び主要な稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧し、適宜使用人からのヒアリ

ングをすることにより当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行いました。

ロ　監査役会を開催（当事業年度は14回開催）し、経営の適法性・妥当性・コンプライアンスに関して、広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

**４．剰余金の配当等の決定に関する方針**

当社は、利益配分につきましては、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、将来の企業価値向上と競争力を極大化すること、また企業体質強化のための内部留保を勘案しつつ、現在は業績に見合った利益還元を行うことを基本方針としております。

剰余金の配当は年１回を基本的な方針としており、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款で定めております。なお、期末配当の基準日は毎年12月31日、中間配当の基準日は毎年６月30日とし、このほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

# 連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| (資産の部) | |
| **流動資産** | **6,775,754** |
| 現金及び預金 | 2,598,584 |
| 受取手形及び売掛金 | 2,655,970 |
| 商品及び製品 | 513,534 |
| 仕掛品 | 30,151 |
| 原材料及び貯蔵品 | 808,416 |
| その他 | 169,097 |
| **固定資産** | **4,548,897** |
| **有形固定資産** | **3,741,922** |
| 建物及び構築物 | 1,988,317 |
| 機械装置及び運搬具 | 476,787 |
| 土地 | 313,622 |
| リース資産 | 817,785 |
| 建設仮勘定 | 44,935 |
| その他 | 100,473 |
| **無形固定資産** | **502,256** |
| のれん | 116,561 |
| ソフトウェア | 363,188 |
| その他 | 22,506 |
| **投資その他の資産** | **304,718** |
| 投資有価証券 | 17,552 |
| 敷金及び保証金 | 135,949 |
| 繰延税金資産 | 125,672 |
| その他 | 25,544 |
| **資産合計** | **11,324,652** |

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| (負債の部) | |
| **流動負債** | **5,352,346** |
| 買掛金 | 2,851,283 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 567,068 |
| リース債務 | 245,491 |
| 未払金 | 948,447 |
| 未払法人税等 | 276,674 |
| その他 | 463,381 |
| **固定負債** | **2,406,294** |
| 長期借入金 | 1,000,534 |
| リース債務 | 667,541 |
| 長期未払金 | 503,978 |
| 繰延税金負債 | 57,707 |
| 退職給付に係る負債 | 1,836 |
| 資産除去債務 | 167,792 |
| その他 | 6,904 |
| **負債合計** | **7,758,640** |
| (純資産の部) | |
| **株主資本** | **3,565,344** |
| **資本金** | **534,920** |
| **資本剰余金** | **434,920** |
| **利益剰余金** | **2,595,708** |
| **自己株式** | **△205** |
| **その他の包括利益累計額** | **337** |
| **その他有価証券評価差額金** | **△372** |
| **為替換算調整勘定** | **710** |
| **新株予約権** | **330** |
| **純資産合計** | **3,566,011** |
| **負債純資産合計** | **11,324,652** |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（2020年 1 月 1 日から
2020年 12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **23,062,021** |
| **売上原価** | | **16,885,032** |
| **売上総利益** | | **6,176,989** |
| **販売費及び一般管理費** | | **4,866,321** |
| **営業利益** | | **1,310,668** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息及び配当金 | 3,597 | |
| 物品売却益 | 27,917 | |
| 受取賃料 | 7,361 | |
| 受取補償金 | 5,397 | |
| その他 | 22,800 | **67,074** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 30,963 | |
| 支払手数料 | 23,575 | |
| 上場関連費用 | 33,292 | |
| 為替差損 | 13,397 | |
| その他 | 434 | **101,664** |
| **経常利益** | | **1,276,078** |
| **特別利益** | | |
| 負ののれん発生益 | 9,039 | |
| 受取和解金 | 17,600 | **26,639** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 16,345 | |
| リース解約損 | 1,244 | |
| 減損損失 | 3,250 | **20,840** |
| **税金等調整前当期純利益** | | **1,281,878** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 387,191 | |
| 法人税等調整額 | 63,638 | **450,829** |
| **当期純利益** | | **831,048** |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | **1,704** |
| **親会社株主に帰属する当期純利益** | | **832,753** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| **(資産の部)** | | **(負債の部)** | |
| **流動資産** | **4,377,696** | **流動負債** | **3,035,125** |
| 現金及び預金 | 1,600,636 | 買掛金 | 1,150,972 |
| 売掛金 | 833,000 | 関係会社短期借入金 | 900,000 |
| 電子記録債権 | 1,793 | 1年内返済予定の長期借入金 | 524,204 |
| 商品及び製品 | 365,684 | リース債務 | 4,146 |
| 原材料及び貯蔵品 | 318,061 | 未払金 | 154,552 |
| 前払費用 | 17,862 | 未払費用 | 39,311 |
| 関係会社短期貸付金 | 640,000 | 未払法人税等 | 13,818 |
| 1年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 320,548 | 預り金 | 18,671 |
| その他 | 280,108 | その他 | 229,447 |
| **固定資産** | **2,255,066** | **固定負債** | **1,063,223** |
| **有形固定資産** | **592,564** | 長期借入金 | 900,566 |
| 建物 | 280,266 | リース債務 | 8,226 |
| 構築物 | 16,710 | 長期未払金 | 148,506 |
| 機械及び装置 | 38,055 | 資産除去債務 | 5,924 |
| 車両運搬具 | 2,718 | **負債合計** | **4,098,349** |
| 工具、器具及び備品 | 45,175 | | |
| 土地 | 171,351 | **(純資産の部)** | |
| リース資産 | 11,013 | **株主資本** | **2,534,456** |
| 建設仮勘定 | 27,272 | **資本金** | **534,920** |
| **無形固定資産** | **376,782** | **資本剰余金** | **1,298,846** |
| 商標権 | 15,208 | 資本準備金 | 443,692 |
| ソフトウェア | 360,010 | その他資本剰余金 | 855,153 |
| 施設利用権 | 1,564 | **利益剰余金** | **700,895** |
| **投資その他の資産** | **1,285,720** | 利益準備金 | 20,227 |
| 投資有価証券 | 17,215 | その他利益剰余金 | 680,667 |
| 関係会社株式 | 443,647 | 繰越利益剰余金 | 680,667 |
| 出資金 | 10 | **自己株式** | **△205** |
| 関係会社長期貸付金 | 731,252 | **評価・換算差額等** | **△372** |
| 長期前払費用 | 47 | **その他有価証券評価差額金** | **△372** |
| 繰延税金資産 | 10,441 | **新株予約権** | **330** |
| その他 | 83,106 | **純資産合計** | **2,534,413** |
| **資産合計** | **6,632,763** | **負債及び純資産合計** | **6,632,763** |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

（2020年 1 月 1 日から
2020年 12月31日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金額 | |
|---|---|---|
| **売上高** | | **8,355,848** |
| **売上原価** | | **6,050,273** |
| **売上総利益** | | **2,305,574** |
| **販売費及び一般管理費** | | **1,831,570** |
| **営業利益** | | **474,004** |
| **営業外収益** | | |
| 受取利息 | 32,506 | |
| 受取配当金 | 436 | |
| 物品売却益 | 400 | |
| その他 | 3,904 | **37,247** |
| **営業外費用** | | |
| 支払利息 | 19,077 | |
| 支払手数料 | 23,575 | |
| 上場関連費用 | 33,292 | |
| その他 | 973 | **76,919** |
| **経常利益** | | **434,332** |
| **特別損失** | | |
| 固定資産除却損 | 3,512 | **3,512** |
| **税引前当期純利益** | | **430,819** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 18,566 | |
| 法人税等調整額 | △10,883 | **7,682** |
| **当期純利益** | | **423,137** |

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社ＳＴＩフードホールディングス
取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中川　隆之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　三木　崇央　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ＳＴＩフードホールディングスの2020年１月１日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＳＴＩフードホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場か

ら連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社ＳＴＩフードホールディングス
　取締役会　御中

仰星監査法人
東京事務所

指定社員 業務執行社員　公認会計士　中川　隆之　㊞
指定社員 業務執行社員　公認会計士　三木　崇央　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ＳＴＩフードホールディングスの2020年１月１日から2020年12月31日までの第４期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬に

よる重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年１月１日から2020年12月31日までの第４期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．重要な後発事象
連結注記表７及び個別注記表８の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおり、当社及び当社の完全子会社である三洋食品株式会社は2021年２月12日開催の取締役会において、2021年４月１日付で三洋食品株式会社の焼津事業部及びSPF事業部を新設分割し、新たに設立する株式会社ＳＴＩサンヨーに同事業を承継すること並びに当社、当社の完全子会社である三洋食品株式会社及び株式会社ヤマトミは2021年４月１日を効力発生日として三洋食品株式会社と株式会社ヤマトミを合併すること、併せて、存続会社となる三洋食品株式会社の商号を株式会社ＳＴＩミヤギに変更することを決議しております。

2021年２月22日

株式会社ＳＴＩフードホールディングス
監　査　役　会

常勤監査役（社外監査役）　河　野　淳　二　(署名)

監　査　役　塚　本　幸　一　(署名)

社外監査役　渡　邉　定　義　(署名)

以　上

**第１号議案**　取締役６名選任の件

取締役全員（６名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 十見 裕（じゅうみ ゆたか）<br>（1953年９月25日） | 1978年 ４月 伊藤忠アパレル㈱（現 伊藤忠商事㈱）入社<br>1988年 12月 新東京インターナショナル㈱設立 代表取締役社長就任<br>1997年 ４月 STI AMERICA Inc. 設立 代表取締役社長就任<br>2000年 ３月 STI CHILE S.A. 設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2001年 ９月 STI AMERICA Inc. 代表取締役会長就任（現任）<br>2001年 12月 ㈱クオ（2003年２月に㈱スティフに商号変更後、2013年３月に解散）設立　代表取締役会長就任<br>2002年 10月 同社　代表取締役社長就任<br>2003年 12月 ㈱新東京エナック（現㈱ＳＴＩエナック）設立 代表取締役社長就任<br>2006年 １月 ㈱新東京フード（現㈱ＳＴＩフード）設立 代表取締役社長就任<br>2010年 ９月 エス・ティー・アイ㈱（新東京インターナショナル㈱を㈱極洋の子会社であるエス・ティー・アイ㈱に事業譲渡）執行役員社長就任<br>2013年 ４月 ㈱新東京フード（エス・ティー・アイ㈱を吸収合併）代表取締役社長就任<br>2015年 10月 三洋食品㈱設立 代表取締役社長就任<br>2017年 ３月 ㈱新東京エナック（現㈱ＳＴＩエナック）　代表取締役会長就任（現任）<br>2017年 11月 当社設立 代表取締役社長就任（現任）<br>2018年 ３月 ㈱新東京フード（現㈱ＳＴＩフード）　代表取締役会長就任（現任）<br>2018年 ８月 ㈱新東京デリカ（現㈱ＳＴＩデリカ）設立 代表取締役社長就任<br>2019年 １月 同社 代表取締役会長就任（現任）<br>2019年 ３月 三洋食品㈱ 代表取締役会長就任（現任）<br>2020年 ６月 ㈱ヤマトミ 代表取締役社長就任（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社ＳＴＩフード　代表取締役会長<br>株式会社ＳＴＩデリカ　代表取締役会長<br>株式会社ＳＴＩエナック　代表取締役会長<br>三洋食品株式会社　代表取締役会長<br>株式会社ヤマトミ　代表取締役社長 | 920,000株 |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 柳澤 重英（やなぎさわ しげふさ）<br>(1956年2月6日) | 1979年 4 月 日綿實業㈱（現 双日㈱）入社<br>2001年 4 月 ニチメンフーズ㈱ （現 双日㈱）取締役就任<br>2003年 8 月 新東京インターナショナル㈱ 専務取締役就任<br>2010年 9 月 エス・ティー・アイ㈱（新東京インターナショナル㈱を㈱極洋の子会社であるエス・ティー・アイ㈱に事業譲渡）へ転籍<br>2013年 4 月 ㈱新東京フード（エス・ティー・アイ㈱を吸収合併）取締役就任<br>2017年 11月 当社設立 取締役就任<br>2018年 1 月 当社（㈱新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる）取締役副社長執行役員事業本部長就任<br>2018年 3 月 当社 代表取締役副社長執行役員事業本部長就任<br>2019年 3 月 当社 取締役副社長執行役員事業本部長就任<br>2020年 4 月 当社 取締役副社長執行役員事業統括本部長就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ＳＴＩフード　取締役<br>株式会社ＳＴＩデリカ　取締役<br>株式会社ＳＴＩエナック　取締役<br>三洋食品株式会社　取締役<br>株式会社ヤマトミ　監査役 | － |
| 3 | 髙橋 敏（たかはし さとし）<br>(1965年6月18日) | 1984年 4 月 凸版印刷㈱ 入社<br>1990年 10月 税理士金田正彦事務所 入所<br>2000年 6 月 らでぃっしゅぼーや㈱ （現 オイシックス・ラ・大地㈱）入社<br>2009年 6 月 ㈱市川環境エンジニアリング入社<br>2010年 10月 セノー㈱入社<br>2014年 4 月 同社管理部部長代行就任<br>2015年 2 月 ㈱新東京フード入社 財務経理部長就任<br>2017年 4 月 同社 執行役員・財務経理部長就任<br>2018年 1 月 当社（㈱新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる） 執行役員・財務経理部長就任<br>2019年 3 月 当社 取締役執行役員財務本部長就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ＳＴＩフード　取締役<br>株式会社ＳＴＩデリカ　取締役<br>株式会社ＳＴＩエナック　取締役<br>三洋食品株式会社　取締役<br>株式会社ヤマトミ　取締役 | － |

| 候補者番号 | 氏名（ふりがな）<br>(生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 相原信雄（あいはらのぶお）<br>(1945年3月15日) | 1967年 4 月 桑山鎖（現 ㈱桑山）入社<br>1970年 4 月 ㈱桑山 設立 常務取締役就任<br>1987年 4 月 同社 専務取締役就任<br>2003年 4 月 同社 代表取締役社長就任<br>2009年 6 月 同社 取締役副会長就任<br>2009年 6 月 ㈱ブリリアンスインターナショナルジャパン 代表取締役会長就任<br>2011年 6 月 ㈱クレール 代表取締役会長就任<br>2016年 1 月 ㈱HAKKOインターナショナル（現 ㈱エヌジェー）代表取締役会長就任<br>2018年 7 月 ㈱桑山 相談役就任（現任）<br>2018年 10月 当社 取締役就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社桑山　相談役 | － |
| 5 | 上平光一（うえひらこういち）<br>(1956年4月14日) | 1979年 4 月 監査法人中央会計事務所 入所<br>1987年 10月 上平光一公認会計士・税理士事務所開設 所長就任（現任）<br>2015年 12月 ㈱タックスネットワーク代表取締役就任（現任）<br>2018年 10月 当社 取締役就任（現任）<br>2019年 6 月 スタンレー電気㈱監査役就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>スタンレー電気株式会社　社外監査役<br>株式会社タックスネットワーク　代表取締役 | － |
| 6 | ※<br>山﨑敬介（やまざきけいすけ）<br>(1973年5月1日) | 1996年 4　新東京インターナショナル㈱入社<br>1999年 4　㈱マコト入社<br>2014年 6　㈱新東京フード入社<br>2015年 6　同社執行役員就任<br>2017年 3　同社取締役執行役員就任<br>2017年 11　当社 取締役就任<br>2018年 3　㈱新東京フード（現㈱ＳＴＩフード）代表取締役社長就任（現任）<br>2018年 10　㈱新東京デリカ（現㈱ＳＴＩデリカ）代取締役就任<br>2019年 7　同社代表取締役社長就任（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ＳＴＩフード　代表取締役社長<br>株式会社ＳＴＩデリカ　代表取締役社長 | － |

(注) 1．※印は、新任の取締役候補者であります。
2．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3．相原信雄氏及び上平光一氏は、社外取締役候補者であります。

4．⑴　相原信雄氏を社外取締役候補者とした理由は、事業会社の代表取締役を務めた経験を有しており、企業経営者としての視点から当社取締役会機能の強化及び経営の監視体制の確立に関する助言・提言を期待できるためであります。上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

⑵　上平光一氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する豊富な知見を有していることから、取締役として当社の重要な事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5．相原信雄氏及び上平光一氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって２年４か月となります。

6．当社は、相原信雄氏及び上平光一氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、相原信雄氏及び上平光一氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

7．当社は、相原信雄氏及び上平光一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

**第２号議案**　監査役１名選任の件

監査体制の強化・充実を図るため監査役１名を増員したく、選任をお願いするものであります。
なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名（ふりがな）<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式数 |
|---|---|---|
| 小川（おがわ）　隆（たかし）<br>（1959年４月22日） | 1982年４月　日綿實業㈱（現 双日㈱）入社<br>1998年８月　同社の合弁会社（PT.Mitra Kartika Sejati、インドネシア）へ出向財務経理担当取締役就任<br>2003年４月　新東京インターナショナル㈱入社<br>2004年６月　同社業務部長就任<br>2004年10月　㈱スティフ（旧㈱クオ、新東京インターナショナル㈱が同社を買収、2013年３月に解散）監査役就任<br>2010年９月　エス・ティー・アイ㈱（新東京インターナショナル㈱を㈱極洋の子会社であるエス・ティー・アイ㈱に事業譲渡）へ転籍<br>2013年４月　㈱新東京フード（エス・ティー・アイ㈱を吸収合併）財務経理部・部長代行就任<br>2014年７月　同社 企画部長就任<br>2017年４月　同社 執行役員・経営企画部長就任<br>2018年１月　当社（㈱新東京フードとの株式交換及び同社の一部事業を吸収分割し事業持株会社となる）執行役員・経営企画部長就任<br>2019年３月　当社 取締役執行役員管理本部長就任（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>㈱ＳＴＩフード監査役<br>㈱ＳＴＩデリカ監査役<br>㈱ＳＴＩエナック監査役<br>三洋食品㈱監査役<br>㈱ヤマトミ監査役 | － |

（注）１．小川隆氏は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以　上

メ　モ

メ　モ

# 株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門３階　華の間
電話　（０３）-３２８８-１６２８

交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」１番出口より徒歩２分
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」６番出口より徒歩３分
東京メトロ有楽町線「麹町駅」１番出口より徒歩７分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。